

(資料編Ⅱ-2-6-1) 救護装備等の整備状況

(1)	無線装備	基地局	50W	1基
			25W	2基
			10W	2基
		移動局及び携帯局	25W	18基
			10W	27基
			5W	16基
		移動局及び携帯局	1W	3基
(2)	救急車			5台
(3)	災害救援車			24台
(4)	発電機			10台
(5)	投光器			4台
(6)	イージーアップテント			19張
(7)	エアテント			3張
(8)	医療セット			4セット
(9)	折畳寝台			140個
(10)	担架			27本
(11)	毛布			1,818枚

2 保健所管内別(令和5年4月1日現在)

埼玉県南部保健所									
No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	蕨市立病院	335-0001	蕨市北町2-12-18	048-432-2277	内、小、外、整、産婦、眼、耳	130	10	(4)	R7.12.16
2	医療法人慈公会 公平病院	335-0035	戸田市笹目南町20-16	048-421-3030	内、外、整、神内、循内、乳腺外科、糖尿病内科、腫瘍内科、緩和ケア内科、皮、リハ、内視鏡内科、心血、形	68	6	(2)	R7.12.17
3	医療法人社団東光会 戸田中央産院	335-0022	戸田市上戸田2-26-3	048-444-1181	産婦、小	62	5	(3)	R5.9.8
4	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町1-19-3	048-442-1111	内、循内、消内、脳神経内科、呼内、外、脳、整、心外、呼外、形、小、眼、耳、皮、泌、麻、放、精、アレ、リウ、救急科、移植外科、乳腺外科、消化器外科、腎臓内科、病理診断科、リハ、緩和ケア内科、婦	517	15	(5)	R7.12.16
5	医療法人財団啓明会 中島病院	335-0011	戸田市下戸田2-7-10	048-441-1211	内、神内、呼、外、整、麻、消、形、肛、呼外、循、小、皮、リハ	111	4	(2)	R7.12.16
6	戸田市立市民医療センター	335-0031	戸田市美女木4-20-1	048-421-4114	内、消内、小、神内、整、耳、呼内	19	1	(1)	R6.2.27

埼玉県川口市保健所									
No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525	内、消内、血液内科、脳神経内科、呼内、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、循、小、精、外、消化器外科、乳腺外科、呼外、小外、心血、脳、整、形、産婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、歯外、リハ、病理診断科、緩和ケア内科	510	30	(16)	R6.9.4
2	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 川口総合病院	332-8558	川口市西川口5-11-5	048-253-1551	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、精、呼外、血管外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床検査科、リハ、腫瘍内科、心外	424	13	(3)	R7.12.16
3	医療法人新青会 川口工業総合病院	332-0031	川口市青木1-18-15	048-252-4873	内、循内、神内、消内、消化器外科、外、乳腺外科、整、リウ、眼、皮、泌、麻、リハ、放、救急科、ペインクリニック内科	199	0	(3)	R7.9.2
4	医療法人安東病院	333-0866	川口市芝3-7-12	048-266-2611	内、消内、循内、外、乳腺外科、肛門外科、整、リハ、皮	104	3	(2)	R7.12.16
5	医療法人健仁会 益子病院	333-0847	川口市芝中田2-48-6	048-267-2211	内、呼内、循内、消内、腎臓内科、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整、脳、形、肝胆膵外科、内視鏡外科、アレ、リウマチ膠原病科、小、皮、泌、リハ、放、救急科	115	1	(2)	R7.12.16
6	医療法人刀水会 齋藤記念病院	332-0034	川口市並木4-6-6	048-252-8762	内、胃、循、呼、泌、外、整、脳神経内科、腎臓内科、心血、血管外科	60	2	(2)	R7.12.16
7	社会医療法人社団 大成会 武南病院	334-0063	川口市東本郷2026	048-284-2811	内、外、整、脳、リハ、皮	204	2	(2)	R7.12.16
8	寿康会病院	332-0035	川口市西青木2-15-10	048-251-2050	内、外、肛、胃、循、整	82	0	(2)	R7.12.16
9	医療法人 千葉外科内科病院	332-0025	川口市原町4-41	048-252-3381	胃、外、整、内、小外、肛、麻、循内	32	0	(2)	R7.3.10
10	医療法人社団協友会 東川口病院	333-0801	川口市東川口2-10-8	048-295-1000	内、耳、外、整、皮、脳、循、泌、消化器外科、リハ、麻、消内、神内、呼外、呼内、人工透析内科	198	4	(2)	R7.12.16
11	医療法人三誠会 川口誠和病院	334-0074	川口市江戸3-35-46	048-285-0661	胃、外、整、脳、婦、内、肛、循、リハ、泌、呼内、乳腺外科、糖尿病内科、緩和ケア内科	100	4	(4)	R7.9.2

12	埼玉協同病院	333-0831	川口市木曽呂1317	048-296-4771	内、小、外、整、呼内、呼外、消化器外科、消内、循内、放、脳、皮、麻、精、産婦、脳神経内科、眼、リハ、耳、泌、泌(人工透析)、病理診断科、リウ、臨床検査科、腎臓内科、糖尿病内科、緩和ケア内科、乳腺外科、血液内科、救急科、緩和ケア外科	373	0	(8)	R7.9.2
13	医療法人厚和会 河合病院	332-0004	川口市領家3-6-7	048-222-0190	内、循、外、整、脳、皮、泌、麻、リハ、胃、肛、呼	120	3	(10)	R7.3.10
14	医療法人社団桐和会 川口さくら病院	333-0832	川口市神戸258-1	048-283-1200	精、内、リハ	340	1	(2)	R6.9.4
15	医療法人あかつき会 はとがや病院	334-0003	川口市坂下町4-16-26	048-282-1890	内、リハ、整、皮、消内、循内、呼内、形、肝臓内科、神内	100	2	(2)	R6.2.27
16	医療法人社団厚生会 埼玉厚生病院	334-0013	川口市南鳩ヶ谷6-5-5	048-281-7611	内、外、皮、脳、整、眼、 消内、循内、リハ	108	2	(2)	R7.3.10
17	かわぐち心臓呼吸器病院	333-0842	川口市前川1-1-51	048-264-5533	内、外、循内、呼内、救急科、心血、リハ、麻	108	4	(4)	R7.3.10
18	医療法人青木会 青木中央クリニック	333-0861	川口市柳崎3-7-24	048-260-1211	内、消内、整、リハ、歯、脳、肛門外科、泌、外	19	2	(1)	R7.9.2

埼玉県朝霞保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	朝霞厚生病院	351-0033	朝霞市浜崎703	048-473-5005	内、外、消、整、脳、皮、放	85	4	(2)	R7.12.16
2	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	351-0023	朝霞市溝沼1340-1	048-466-2055	内、消内、呼内、腎臓内科、循内、小、小外、外、消化器外科、呼外、整、皮、泌、耳、眼、脳、婦、麻、形、リハ、放、精、神内、心療、救急科、緩和ケア内科、歯外、肛外、血液内科、糖尿病内科、乳腺外科、小児泌尿器科、病理診断科	446	74	(55)	R5.9.8
3	医療法人山柳会 塩味病院	351-0023	朝霞市溝沼2-4-1	048-467-0016	内、消内、神内、循内、リハ、整、呼内、内分泌内科、乳腺外科、糖尿病内科、肝臓内科	77	5	(3)	R5.9.8
4	医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	352-0001	新座市東北1-7-2	048-474-7211	内、神内、消内、循内、外、消化器外科、呼外、整、脳、皮、形、小、泌、肛、眼、婦、麻、リハ、救急科、リウ、放、腎臓内科	402	12	(12)	R7.12.16
5	医療法人向英会 高田整形外科病院	352-0011	新座市野火止6-5-20	048-478-5222	整、形、リハ、内、呼	40	5	(2)	R7.12.16
6	堀ノ内病院	352-0023	新座市堀ノ内2-9-31	048-481-5168	外、整、内、呼内、循内、糖尿病内分泌内科、腎臓内科、神内、乳腺外科、消化器外科、小、皮、泌、リハ、歯、眼、形、精、歯外	199	16	(2)	R8.3.19
7	独立行政法人 国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消化器外科、乳腺外科、整、形、脳神経内科、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケア内科、心血、総合診療科、救急科、歯外、腫瘍内科、血液・膠原病内科、腎臓内科	550	24	(24)	R7.12.16
8	坪田和光病院	351-0101	和光市白子2-12-15	048-465-5001	整、外、皮、リハ、内、泌、肛、麻	51	4	(2)	R5.9.8
9	医療法人社団武蔵野会 TMG宗岡中央病院	353-0001	志木市上宗岡5-14-50	048-472-9211	内、外、小、整、リハ、泌、脳	100	6	(2)	R7.3.10
10	医療法人社団草芳会 三芳野第2病院	356-0003	ふじみ野市大原2-1-16	049-261-0502	内、整、リハ	45	4	(2)	R8.3.19
11	医療法人誠壽会 上福岡総合病院	356-0011	ふじみ野市福岡931	049-266-0111	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、歯外、麻、ペインクリニック外科、人工透析内科、内視鏡内科、内視鏡外科、形、リウ、肛門外科、頭頸部外科	284	8	(4)	R5.9.8
12	富家病院	356-0051	ふじみ野市亀久保2197	049-264-8811	内、リハ、泌、皮、神内、脳、胃、人工透析内科、循内、外	261	8	(4)	R5.9.8
13	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	354-0021	富士見市大字鶴馬1967-1	049-251-3060	内、消内、循内、外、消化器外科、整、脳、皮、泌、耳、小、麻、人工透析内科、血管外科、内視鏡外科、放、腎臓内科、糖尿病内科、小外、リハ、神内、肛門外科、心血、乳腺外科、病理診断科、脊椎・脊髄外科、呼内、産婦、小児泌尿・生殖器外科	341	10	(5)	R6.9.4

14	みずほ台病院	354-0018	富士見市西みずほ台2-9-5	049-252-5121	内、外、歯、脳、整、心療、精、循内、循外、消内、消化器外科、内視鏡内科、内視鏡外科、呼内、呼外、糖尿病内科、内分泌内科、大腸外科、肛門外科	60	4	(2)	R7.12.16
15	医療法人さくらさくら記念病院	354-0013	富士見市水谷東1-28-1	049-253-3811	内、腎臓内科、整、泌、人工透析内科、外、形、循内、消、リハ	136	4	(2)	R5.9.8
16	医療法人社団サンセリテ三浦病院	354-0004	富士見市下南畑3166	049-254-7111	循内、外、内、消内、呼内、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科	59	4	(2)	R7.9.2
17	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	354-0041	入間郡三芳町藤久保974-3	049-258-2323	内、脳、外、整、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、眼、泌、神内、耳、小、麻、呼外、内分泌・代謝・糖尿病内科、リウ、形、リハ、腎臓内科、肝臓内科、血管外科、放、乳腺外科、化学療法外科、産婦、小外	273	26	(10)	R6.9.4
18	医療法人社団草芳会三芳野病院	354-0044	入間郡三芳町大字北永井890-6	049-259-3333	整、内、外、皮、眼、泌、精、耳、麻、呼内、循内、リハ、放	109	2	(2)	R6.2.27
19	ふじみの救急病院	354-0044	入間郡三芳町北永井997-5	049-274-7666	脳、救急科、神内、循内、消内、整、内、外、リハ、放、糖尿病内科、内分泌内科	39	2	(2)	R5.9.8
20	医療法人実幸会栗原医院	354-0033	富士見市羽沢1-33-28	049-255-3700	内、外、脳、消化器・胃腸外科、リハ、救急科	19	1	(1)	R7.3.10

埼玉県春日部保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	春日部市立医療センター	344-8588	春日部市中央6-7-1	048-735-1261	内、血液内科、神内、糖尿病・代謝内科、外、小、消化器外科、小外、整、形、脳、皮、産婦、眼、精神神経科、放、麻、耳、泌、歯外、呼内、呼外、循内、消内、乳腺外科、病理診断科、ペインクリニック内科	363	9	(3)	R7.3.10
2	医療法人梅原病院	344-0007	春日部市小淵455-1	048-752-2152	外、肛、胃、内、呼、整	126	5	(2)	R7.12.16
3	秀和総合病院	344-0035	春日部市谷原新田1200	048-737-2121	内、呼内、循内、消内、肝臓内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、神内、内視鏡内科、人工透析内科、アレルギー疾患内科、リウ、外、呼外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、形、肝臓外科、食道外科、大腸外科、内視鏡外科、皮、泌、婦、眼、リハ、放、放射線診断科、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科	350	8	(2)	R7.9.2
4	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	344-0063	春日部市緑町5-9-4	048-736-1221	内、外、整、呼、循、消、脳、形、泌、麻、皮、眼、耳、婦、心血、神内、糖尿病・代謝内科、放、緩和、腎内、リハ、血液内科、腫瘍内科、救急科	404	8	(4)	R7.12.16
5	医療法人光仁会 春日部厚生病院	344-0063	春日部市緑町6-11-48	048-736-1155	内、整、泌、皮、形、リハ、脳	190	6	(2)	R6.2.27
6	みくに病院	344-0036	春日部市下大増新田97-1	048-737-1212	外、内、脳神内、消化器外科、消内、整、循内、大腸・肛門外科、リハ、皮	48	4	(2)	R6.2.27
7	医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	344-0067	春日部市中央1-53-16	048-736-0111	内、循、外、リウ、腎内、糖尿病内科、消内、感染症内科、人工透析内科、泌、整、リハ	60	3	(2)	R7.9.8
8	医療法人社団全仁会 東都春日部病院	344-0022	春日部市大畑652-7	048-739-2000	内、外、整、消内、小、泌、脳、皮、形、肛、循内、アレ、リハ、人工透析内科	184	6	(4)	R6.2.27
9	医療法人社団全仁会 埼玉筑波病院	343-0102	北葛飾郡松伏町 築比地420	048-992-3151	内、外、胃、整、脳、皮、肛、眼、リハ、歯	165	4	(2)	R7.12.16

埼玉県草加保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	草加市立病院	340-8560	草加市草加2-21-1	048-946-2200	内、血液内科、内分泌・代謝内科、リウ、腎臓内科、呼内、循内、消内、小、外、心血、整、眼、脳、皮、泌、産婦、耳、リハ、放、歯外、麻、精、救急科、病理診断科、緩和ケア内科、呼外	380	37	(20)	R7.12.16
2	医療法人社団協友会 メディカルトピア草加病院	340-0028	草加市谷塚1-11-18	048-928-3111	内、外、小、消内、循内、呼内、皮、婦、泌、内視鏡外科、女性泌尿器科、麻、整、糖尿病内科、リハ	80	4	(2)	R7.9.2

3	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	340-0814	八潮市南川崎845	048-996-1131	内、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、呼外、心血、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リハ、放、神内、形外、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科、リウ	250	16	(4)	R7.3.10
4	医療法人社団州山会 広瀬病院	340-0801	八潮市八條2840-1	048-995-6371	内、循内、胃腸内科、外、整、泌、肛門外科、呼内、内視鏡内科、リウ、皮、糖尿病内科	60	8	(4)	R7.12.16
5	医療法人財団健和会 みさと健和病院	341-8555	三郷市鷹野4-494-1	048-955-7171	内、消内、呼内、循内、リウ、アレ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、婦、眼、耳、放、リハ、精、呼外、麻、消化器外科、形、救急科、病理診断科	282	12	(12)	R6.2.27
6	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	341-8526	三郷市中央4-5-1	048-953-1321	内、循内、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神内、外、心臓血管外科、消化器外科、整、脳、皮、泌、眼、耳、リハ、麻、呼内、消内	289	13	(8)	R6.2.27
7	三愛会総合病院	341-0003	三郷市彦成2-342	048-958-3111	内、小、耳、外、整、皮、泌、眼、呼内、消内、循内、麻、人工透析内科、脳、リハ、膠原病リウマチ内科、消化器外科、血液内科、腎臓内科、放、形、小外、血管外科	274	6	(6)	R7.9.2
8	医療法人社団協友会 吉川中央総合病院	342-0056	吉川市平沼111	048-982-8311	内、外、小、消内、整、耳、眼、脳、皮、泌、リハ、麻、緩和ケア内科、形	272	7	(2)	R7.12.16
9	草加松原整形外科医院	340-0013	草加市松江2-3-26	048-935-4838	整、リハ	19	4	(2)	R6.9.4
10	医療法人 正務医院	340-0002	草加市青柳5-12-13	048-936-7422	外、内、胃腸内科、小、肛門外科、整、麻、美	16	2	(1)	R7.9.2

埼玉県越谷市保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32	048-965-2221	内、小、循、消、外、皮、泌、産、婦、眼、耳、放、脳、麻、整、呼、リハ、神内、病理診断科	481	12	(3)	R7.12.16
2	医療法人社団協友会 越谷誠和病院	343-0856	越谷市谷中町4-25-5	048-966-2711	内、循、呼、消内、外、整、泌、形、麻、リハ、皮	195	9	(6)	R6.2.27
3	獨協医科大学埼玉医療セ ンター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111	内、精、呼内、消内、循内、腎臓内科、脳神経内 科、小、外、整、脳、心血、小外、皮、泌、産科婦人 科、眼、頭頸部・耳鼻咽喉科、放、麻、形、病理診 断科、歯、呼外、リハ、乳腺科、小児泌尿器科	928	34	(34)	R7.9.2
4	医療法人社団大和会 慶和病院	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	048-978-0033	内、外、整、リハ、歯、歯外、精、泌、皮、循内、腎 臓内科、神内、呼内	116	7	(4)	R5.9.8
5	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院	343-0025	越谷市大沢3187-1	048-960-7100	循内、心血	40	2	(2)	R7.3.10
6	医療法人EMS 酒井救急クリニック	343-0034	越谷市大字大竹561-8	048-967-5339	救急科、内、外、小、脳、整、循内、リハ	4	4	(4)	R8.3.19

埼玉県さいたま市保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区 島根299-1	048-626-0011	内、外、循内、消内、呼内、糖尿病・内分泌内科、血液内科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、脳、整、小、放、病理診断科、リハ、アレ、内科(化学療法)、外科(化学療法)、麻、腎臓内科、泌、皮、耳、脳神経内科、救急科	340	20	(20)	R6.9.4
2	指扇病院	331-0074	さいたま市西区 宝来1295-1	048-623-1101	内、外、整、循内、歯外、皮、耳、泌、脳、リハ、眼、麻、肛門外科、放、消内	226	9	(5)	R5.9.8
3	独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたま北部医療センター	331-8625	さいたま市北区 宮原町1-851	048-663-1671	内、小、泌、外、皮、耳、婦、眼、放、整、麻、循内、歯外、呼内、消内、腎臓内科、リハ、糖尿病内科	163	4	(2)	R6.9.4
4	医療法人ヘブロン会 大宮中央総合病院	331-0814	さいたま市北区 東大成町1-227	048-663-2501	内、外、耳、整、眼、泌、皮、脳神経内科、放、麻、腎臓内科、呼内、循内、リハ、消内、心血、リウ、内分泌内科、糖尿病内科、血管外科、血液内科、形	255	6	(6)	R7.12.16

5	医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセ ンター	331- 8577	さいたま市北区 土呂町1522	048-665- 6111	外、整、内、眼、リハ、形、脳、泌、耳、皮、歯外、放、麻、 循内、消内、呼内、糖尿病・代謝内科、消化器外科、 肛門外科、病理診断科、リウ、脳神経内科、乳腺外 科、腎臓内科、救急科、血液内科、緩和ケア内科、婦 人科、心血、腫瘍内科、放射線診断科、放射線治 療科	337	4	(4)	R6.2.27
6	医療法人社団双愛会 大宮双愛病院	330- 0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-160	048-643- 1200	内、外、小、胃腸内科、放、整、肛門外科、循内、泌、 皮、形	90	6	(4)	R7.12.16
7	医療法人明浩会 西大宮病院	330- 0856	さいたま市大宮区 三橋1-1173	048-644- 0511	内、外、循、皮、脳、消、整、リハ、放、麻、形、泌、リウ、ア レ、眼、美	198	15	(15)	R7.12.16
8	夢眠ホスピタルさいたま	330- 0804	さいたま市大宮区 堀の内町2-564	048-686- 2251	内、精、小、心療	130	2	(2)	R7.3.10
9	自治医科大学附属 さいたま医療センター	330- 8503	さいたま市大宮区 天沼町1-847	048-647- 2111	内、外、泌、心血、脳、放、麻、耳、眼、リハ、整、歯外、 皮、循内、小、産婦、病理診断科、精、救急科、形	628	38	(30)	R8.3.19
10	さいたま記念病院	337- 0012	さいたま市見沼区 東宮下西196	048-686- 3111	内、外、整、脳、皮、泌、耳、眼、消内、消化器外科、循 内、肛門外科、リハ、呼内、リウ、糖尿病内科、血液内 科、代謝内科、内分泌内科、脂質代謝内科、乳腺 外科	199	3	(2)	R7.3.10
11	埼玉県立 小児医療センター	330- 8777	さいたま市中央区 新都心1-2	048-601- 2200	小、小歯、精、小外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、 放、麻、心血、リハ、アレ、病理診断科、救急科、臨床 検査科、移植外科	316	8	(4)	R6.3.31
12	さいたま赤十字病院	330- 8553	さいたま市中央区 新都心1-5	048-852- 1111	内、外、産婦、耳、皮、泌、眼、整、小、脳、循内、放射線 治療科、放射線診断科、心外、リハ、麻、呼外、精、脳 神経内科、形、緩和ケア内科、歯外、病理診断科、消 内、呼内、血液内科、糖尿病内分泌内科、リウ、腎臓 内科、乳腺外科、腫瘍内科、救急科、肝臓・胆のう・ 膵臓内科	638	72	(72)	R7.12.16
13	医療法人聖仁会 西部総合病院	338- 0824	さいたま市桜区 上大久保884	048-854- 1111	内、外、整、形、脳、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、 肛門外科、泌、眼、麻、リハ、乳腺外科、神内、糖尿 病・内分泌内科	268	8	(2)	R7.12.16
14	医療法人社団松弘会 三愛病院	338- 0837	さいたま市桜区 田島4-35-17	048-866- 1717	内、循内、外、整、形、脳、泌、放、消内、消化器外科、 麻、リハ、歯、呼外、リウ、心血、歯外、糖尿病内科、 眼、皮、耳	199	7	(4)	R6.9.4
15	独立行政法人地域医療機 能推進機構 埼玉メディカルセンター	330- 0074	さいたま市浦和区 北浦和4-9-3	048-832- 4951	内、外、小、整、皮、泌、麻、産婦、眼、耳、神経精神科、 放、脳、リウ、形、心療、循内、神内、消化器外科、病理 診断科、呼内、消内、呼外、乳腺外科、糖尿病内科、 内分泌内科、腎臓内科、心血、血液内科	395	10	(10)	R5.9.8
16	医療法人川久保病院	330- 0055	さいたま市浦和区 東高砂町29-18	048-882- 2916	外、内、整、リハ	39	6	(2)	R6.2.27
17	医療法人秋葉病院	336- 0024	さいたま市南区 根岸5-13-10	048-864- 0066	外、脳、神内、内	59	12	(12)	R7.12.16
18	さいたま市立病院	336- 8522	さいたま市緑区 三室2460	048-873- 4111	内、外、脳、整、麻、小、皮、小外、泌、産婦、眼、耳、精、 放射線診断科、心血、脳神経内科、循内、消内、新生 児内科、救急科、呼外、消化器外科、リハ、形、歯外、 病理診断科、放射線治療科、緩和ケア内科、呼内	637	27	(20)	R7.9.2
19	医療法人博仁会 共済病院	336- 0931	さいたま市緑区 原山3-15-31	048-882- 2867	内、外、整、循内、消内、呼内、糖尿病内科、内視鏡内 科、消化器外科、乳腺外科、内視鏡外科、肛門外科、 婦	117	4	(2)	R7.12.16
20	医療法人社団弘象会 東和病院	336- 0926	さいたま市緑区 東浦和7-6-1	048-873- 8621	外、整、麻、リハ、内、皮	48	2	(2)	R7.12.16
21	丸山記念総合病院	339- 8521	さいたま市岩槻区 本町2-10-5	048-757- 3511	内、外、小、整、脳、麻、放、消内、消化器外科、循内、 皮、泌、気管食道外科、呼内、呼外、眼、耳、形、精、胃 腸内科、歯、神内、リハ、産婦、歯外、人工透析内科、 乳腺外科、肛門外科、ペインクリニック内科、救急 科	241	6	(4)	R7.12.16
22	医療法人社団幸正会 岩槻南病院	339- 0033	さいたま市岩槻区 黒谷2256	048-798- 2001	内、循内、心外、神内、消内、腎臓内科、形	30	6	(3)	R7.9.2
23	岩槻中央病院	339- 0005	さいたま市岩槻区 東岩槻2-2-20	048-794- 1144	内、外、整、放、皮、循、脳、リハ、胃、肛	121	4	(2)	R7.12.16
24	医療法人社団医風会 さいたま岩槻病院	339- 0009	さいたま市岩槻区 大字慈恩寺75	048-793- 2011	内、リハ、整、脳、消化器外科、皮、循内	90	4	(2)	R6.9.4
25	増田外科医院	331- 0812	さいたま市北区 宮原町4-39-5	048-651- 1531	外、脳、皮、肛門外科、放、呼内、呼外、整、消内、消化 器外科、泌	19	4	(2)	R6.2.27

26	ほしあい眼科	336-0967	さいたま市緑区 美園6-9-10	048-812-2266	眼、小児眼科、内、小、麻	2	2	(1)	R7.9.2
----	--------	----------	---------------------	--------------	--------------	---	---	-----	--------

埼玉県鴻巣保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	埼玉脳神経外科病院	365-0027	鴻巣市上谷664-1	048-541-2800	内、整、脳、外、リウ、呼、循、消	87	4	(4)	R6.2.27
2	こうのす共生病院	365-0027	鴻巣市上谷2073-1	048-541-1131	内、外、整、泌、眼、脳、リハ、麻、消化器外科、救急科、漢方内科、放、腎臓内科(人工透析)、循内、耳、皮、麻、内分泌糖尿病科	102	10	(6)	R6.2.27
3	医療法人財団 ヘリオス会 ヘリオス会病院	365-0005	鴻巣市広田824-1	048-569-3111	内、外、整、脳、リハ、小、形、循、麻、放	273	6	(3)	R8.3.19
4	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座1-10-10	048-773-1111	内、外、小、耳、産婦、眼、整、皮、泌、麻、脳、美、脳神経内科、心外、リハ、歯外、形、心療、呼外、循内、消内、消化器外科、放射線診断科、放射線治療科、感染症内科、糖尿病内科、腎臓内科、血液内科、呼内、気管食道外科、肛門外科、病理診断科、臨床検査科、救急科、頭頸部外科、緩和ケア内科、乳腺外科、内視鏡外科、腫瘍内科、小外、アレルギー、膠原病内科、肝臓外科、肝臓内科、呼吸器腫瘍科、女性泌尿器科	733	18	(18)	R7.12.16
5	医療法人藤仁会 藤村病院	362-0035	上尾市仲町1-8-33	048-776-1111	外、整、皮、泌、内、リハ、脳、麻、循内、神内、漢方内科、消内、消化器外科、呼外、乳腺外科、気管食道外科、肛、肛門外科、内視鏡外科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、呼内	98	6	(3)	R7.12.16
6	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	363-0008	桶川市坂田1726	048-776-0022	内、脳神経内科、外、整、皮、泌、脳、歯、リハ、矯正、循内、歯外、消内、乳腺外科	157	9	(5)	R8.3.19
7	医療法人社団博翔会 桃泉園北本病院	364-0001	北本市深井3-75	048-543-1011	内、リハ、泌、消内、循内、消化器外科、循外、整、人工透析内科、脳神経内科	196	2	(2)	R7.3.10
8	北里大学 メディカルセンター	364-8501	北本市荒井6-100	048-593-1212	内、外、整、産婦、泌、皮、耳、小、眼、リハ、脳、脳神経内科、放、麻、形、呼内、消内、循内、腎臓内科、内分泌代謝内科、消化器外科、呼外、乳腺外科、救急科、精、病理診断科、リウ、膠原病内科	372	8	(2)	R8.3.19
9	医療法人社団愛友会 伊奈病院	362-0806	北足立郡伊奈町 小室9419	048-721-3692	内、消内、小、外、消化器外科、整、脳、皮、婦、泌、眼、耳、麻、リハ、乳腺外科、肛門外科、救急科、リウ	151	6	(6)	R8.3.19
10	村越外科・胃腸科・肛門科	369-0115	鴻巣市吹上本町1-4-13	048-548-0048	肛、胃、外、放、麻、整、内、リハ、泌、消内、消化器外科、循内	19	2	(0)	R6.2.27

埼玉県東松山保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	東松山市立市民病院	355-0005	東松山市大字松山2392	0493-24-6111	脳、眼、耳、リハ、放、麻、内、外、小、皮、泌、整	114	3	(2)	R5.9.8
2	東松山医師会病院	355-0021	東松山市神明町1-15-10	0493-22-2822	内、外、小、神内、呼、消、循、整、皮、泌、眼、リハ、放、精	202	12	(8)	R7.12.16
3	医療法人 埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市石橋1721	0493-23-1221	内、外、神内、呼、消、胃、循、リウ、整、形、脳、泌、肛、リハ、放、麻、婦、血管外科、救急科、耳	170	15	(2)	R7.12.16
4	大谷整形外科病院	355-0036	東松山市大字下野本517	0493-24-5333	整、内、リハ	50	9	(3)	R8.3.19
5	シャローム病院	355-0005	東松山市大字松山1496	0493-25-2979	内、外、消化器外科、皮、麻、肛門外科、緩和ケア内科、乳腺外科、小、人工透析内科、循内、神内	55	3	(2)	R5.9.8
6	武蔵嵐山病院	355-0077	東松山市上唐子1312-1	0493-81-7700	内、整、循内、消内、呼内、泌、リハ、神内、リウ、外、糖尿内科、腎臓内科、人工透析内科	157	3	(2)	R6.9.4

7	小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町大字小川1525	0493-72-2333	内、循、呼、精、神内、外、消、小、整、泌、脳、眼、婦、皮、耳、麻、放、リハ、乳腺・内分泌外科、リウ、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、血液内科	302	37	(10)	R7.12.16
8	医療法人瀬川病院	355-0328	比企郡小川町大字大塚30-1	0493-72-0328	内、外、神内、呼、消、循、整、皮、泌、肛	41	2	(2)	R7.12.16

埼玉県東坂戸保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	坂戸中央病院	350-0233	坂戸市南町30-8	049-283-0019	内、外、整、皮、肛門外科、泌、消内、消化器外科、形、神内、呼内、呼外、循内、リハ、糖尿病内科、内視鏡内科、乳腺外科、腫瘍外科	184	4	(2)	R7.9.2
2	医療法人関越病院	350-2213	鶴ヶ島市脚折145-1	049-285-3161	神内、内、形、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、脳、消内、呼内、循内、糖尿病内科、人工透析内科、放、整、外、リハ、皮、泌、アレ、リウ、救急科、眼、麻	229	8	(5)	R7.12.16
3	丸木記念福祉メディカルセンター	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1496	精、呼、内、神、リハ、皮、歯、緩和ケア内科	616			R8.3.19
4	埼玉医科大学病院	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1127 (外来) 049-276-1129 (入院) 049-276-1199 (夜間・休日)	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、眼、産婦、放、形、歯外、リハ、精、リウ、循、呼、消内、消外、脳神経内科、小外、呼外、心外、血管外科、美、病理診断科、矯正歯、救急科、緩和ケア内科	961	31	(4)	R7.12.16

埼玉県川越市保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	医療法人豊仁会 三井病院	350-0066	川越市連雀町19-3	049-222-5321	内、外、小、呼、消、循、リウ、整、脳、小外、泌、肛、眼、リハ、放、歯、矯正、歯外、乳腺外科、乳腺腫瘍内科、乳腺腫瘍外科、消化器外科、腫瘍内科、血管外科、婦、形、麻、皮、美容皮膚科、腎臓内科	133	10	(4)	R7.12.16
2	医療法人 武蔵野総合病院	350-1167	川越市大袋新田977-9	049-244-6340	内、神内、呼内、消、循内、リウ、外、整、形、脳、心血、皮、泌、肛、眼、耳、リハ、麻、放、血液内科、血管外科	185	23	(15)	R7.12.16
3	医療法人刀圭会 本川越病院	350-0042	川越市中原町1-12-1	049-222-0533	内、外、整、リハ、脳、消内、糖尿病内科、循内、神内、放、麻	70	6	(4)	R6.9.4
4	社会医療法人社団 尚篤会 赤心堂病院	350-1123	川越市脇田本町25-19	049-242-1181	外、整、産、婦、内、脳、泌、小、皮、消、循、呼、麻、形、放、リハ、消化器外科、肛門外科、乳腺外科、リウ、内視鏡外科、血管外科	198	7	(4)	R7.12.16
5	南古谷病院	350-0011	川越市久下戸110	049-235-7777	内、放、リハ、脳、外、整、眼、皮、歯、小歯、歯外、糖尿病内科、消内、循内、肛門外科、麻、泌	137	14	(6)	R5.9.8
6	医療法人社団誠弘会 池袋病院	350-1175	川越市笠幡3724-6	049-231-1552	内、小、外、整、呼内、消内、循内、小外、皮、泌、リハ、放、麻、脳、糖尿病内科、腎臓内科、内視鏡内科、人工透析内科、消化器外科	76	4	(2)	R5.9.8
7	医療法人康正会病院	350-0822	川越市山田320-1	049-223-5711	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、内視鏡内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、内視鏡外科、整、リハ、脳、泌、皮、麻、放、人工透析内科、膠原病リウマチ内科、血液内科	147	6	(3)	R6.2.27
8	帯津三敬病院	350-0021	川越市中大居545	049-235-1981	内、外、消化器外科、循内、脳、整、心療、泌、リハ、乳腺外科、呼内、糖尿病内科、神内、漢方内科、精	99	4	(4)	R6.9.4

9	埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400	内、外、整、産婦、眼、耳、皮、放、歯、麻、小、泌、形、脳、精、リハ、歯外、心血、呼外、美、リウ、心臓内科、呼内、消内、病理診断科、救急科、脳神経内科	1063	58	(58)	R7.9.2
10	川越救急クリニック	350-0031	川越市大字小仙波1049-1	049-293-5877	救急科、内、小、外、整、麻、歯	4	4	(4)	R6.9.4
11	しらさき川越クリニック	350-1112	川越市上野田町35-4	049-220-9900	内、心臓・血管内科、心血、循環	19	2	(1)	R6.8.1

埼玉県狭山保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	独立行政法人 国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111	内、代謝・内分泌内科、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、歯、放、麻、神内、精、リハ、病理診断科	325	2	(2)	R7.12.16
2	防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍内科	665	36	(4)	R7.12.16
3	医療法人慈桜会 瀬戸病院	359-1128	所沢市金山町8-6	04-2922-0221	内、小、産婦、乳腺外科、小外、呼内、腎臓内科、代謝内科、麻、消内	78	3	(2)	R7.3.10
4	医療法人社団和風会 所沢中央病院	359-0037	所沢市くすのき台3-18-1	04-2994-1265	内、消外、循内、呼外、外、整、脳、眼、リハ、放、乳腺外科、麻、救急科、形、呼内、泌	160	6	(3)	R7.3.10
5	社会医療法人至仁会 圏央所沢病院	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1	04-2920-0500	内、呼内、消内、循内、外、整、皮、形、美、脳、泌、リハ、麻、眼、透析外科、腎臓内科	245	18	(16)	R6.9.4
6	埼玉西協同病院	359-0002	所沢市中富1865-1	04-2942-0323	内、外、眼、整、皮、歯	99	2	(2)	R6.9.4
7	医療法人社団秀栄会 所沢第一病院	359-0024	所沢市下安松1559-1	04-2944-5800	内、整、外、皮、婦、乳腺外科、精、リハ、形、麻	199	8	(2)	R6.2.27
8	所沢明生病院	359-1145	所沢市山口5095	04-2928-9110	内、呼内、呼外、消内、消化器外科、循内、循外、外、整、脳、皮、泌、リハ、放、形、心血、麻	50	12	(4)	R6.2.27
9	医療法人社団桜友会 所沢ハートセンター	359-1142	所沢市上新井2-61-11	04-2940-8611	循内、放	30	2	(2)	R8.3.19
10	飯能中央病院	357-0037	飯能市稲荷町12-7	042-972-6161	内、小、外、整、耳、泌、皮、神内、消内、消化器外科、循内、放、リハ、婦、リウ、脳、形	99	6	(2)	R7.12.16
11	医療法人泰一会 飯能整形外科病院	357-0034	飯能市東町12-2	042-975-7575	整、内、形、血管外科、神内、放、リウ、アレ、リハ、麻、婦	57	27	(2)	R6.2.27
12	社会医療法人 入間川病院	350-1307	狭山市祇園17-2	04-2958-6111	内、呼内、消内、循内、小、神内、外、整、脳、眼、皮、泌、肛門外科、放、麻、リハ、心療、腎臓内科(人工透析)	199	8	(4)	R7.12.16
13	狭山中央病院	350-1306	狭山市富士見2-19-35	04-2959-7111	内、外、整、脳、形、皮、循内、リハ、放	111	6	(3)	R7.3.10
14	医療法人社団清心会 至聖病院	350-1332	狭山市下奥富1221	04-2952-1000	内、呼、消、循、小、外、整、形、脳、皮、リハ、放	95	6	(3)	R7.3.10
15	社会医療法人財団 石心会 埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川2-37-20	04-2953-6611	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、感染症内科、人工透析内科、緩和ケア内科、外、呼外、心血、消化器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整、脳、形、精、小、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、病理診断科、救急科、麻、歯、神内	450	23	(3)	R5.9.8
16	原田病院	358-0003	入間市豊岡1-13-3	04-2962-1251	内、消化器外科、消内、循内、外、整、脳、泌、放、耳、リハ、神内、肛門外科、呼内、内分泌内科、糖尿病内科、小外、リウ	189	34	(34)	R7.12.16
17	医療法人明晴会 西武入間病院	358-0054	入間市大字野田3078-13	04-2932-1121	内、小、循、消、外、泌、皮、病理診断科	90	8	(4)	R7.12.16
18	医療法人 豊岡整形外科病院	358-0003	入間市豊岡1-7-16	04-2962-8256	整、リハ	76	6	(3)	R7.9.2
19	豊岡第一病院	358-0007	入間市大字黒須1369-3	04-2964-6311	整、循内、形、美、乳腺外科、皮、内、リウ、外、消化器外科、婦、泌、麻、リハ、放、消内、呼内、脳神経内科	78	4	(2)	R7.9.2
20	小林病院	358-0014	入間市宮寺2417	04-2934-5121	内、循内、神内、糖尿病内科、呼内、消内、整、リハ、血管外科	99	6	(2)	R8.3.19
21	旭ヶ丘病院	350-1211	日高市森戸新田99-1	042-989-1121	内、呼内、循内、消内、糖尿病・内分泌内科、小、外、整、脳、皮、婦、リハ、放、耳	142	2	(2)	R7.12.16

22	武蔵台病院	350-1254	日高市久保278-12	042-982-2222	内、神内、消、呼、循、外、呼外、整、精、リハ、放、皮、糖尿病内科、内分泌・代謝内科、麻、脊椎内科	99	4	(2)	R7.9.2
23	埼玉医科大学 国際医療センター	350-1241	日高市山根1397-1	042-984-4111	内、外、小、脳、整、皮、麻、泌、耳、呼外、心血、リハ、精、形、心臓内科、呼内、消内、消化器外科、神内、小外、眼、産婦、放、歯外、病理診断科、救急科	778	149	(50)	R7.9.2
24	医療法人社団輔正会 岡村記念クリニック	350-1245	日高市栗坪230-1	042-986-1110	内、消、循、リウ、外、整、脳、泌、眼、形、美容外科、皮、呼内、救急科	19	1	(1)	R7.3.10

埼玉県加須保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	行田中央総合病院	361-0021	行田市富士見町 2-17-17	048-553-2000	内、循内、糖尿病内科、漢方内科、呼内、産婦、外、呼外、消化器外科、小、整、形、アレ、リウ、麻、放、リハ、ペインクリニック外科、眼、皮	160	9	(3)	R7.9.2
2	社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田376	048-552-1111	内、心療、精、神内、呼内、消内、消化器外科、循内、リウ、小、外、整、脳、皮、泌、肛門外科、眼、耳、リハ、放、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、麻、緩和ケア内科、腎臓内科、血管外科、病理診断科、腫瘍内科	527	27	(6)	R5.9.8
3	医療法人社団弘人会 中田病院	347-0065	加須市元町6-8	0480-61-3122	内、消、循、リウ、小、外、整、形、皮、リハ、放	117	6	(6)	R7.12.16
4	医療法人十善病院	347-0057	加須市愛宕1-9-16	0480-61-2595	内、外、皮、呼内、循内、糖尿病内科、内分泌内科、消化器外科、肛門外科、泌、整	36	3	(3)	R7.12.16
5	騎西病院	347-0102	加須市日出安1313-1	0480-73-3311	内、消、循、小、外、整、形、皮、泌、肛、眼、耳、リハ	80	2	(2)	R5.9.8
6	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 加須病院	347-0101	加須市上高柳1680	0480-70-0888	内、呼内、消内、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、漢方内科、血液内科、循環器内科、小、外、呼外、乳腺外科、内視鏡外科、心血、脳、泌、耳、眼、皮、整、形、救急科、リハ、放、麻	339	23	(20)	R7.3.10
7	医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬446	048-562-3000	内、呼内、循内、消内、血内、神、漢方内科、外、呼外、心血、消化器外科、整、脳、小、産婦、眼、耳、リハ、皮、泌、放射線診断科、放射線治療科、歯外、麻、病理診断科、臨床検査科、救急科、形、精、膠原病リウマチ科、緩和ケア科	341	33	(5)	R6.2.27
8	医療法人EMS 西山救急クリニック	347-0011	加須市北小浜408	0480-63-3111	救急科、内、外、小、脳、整、循内、リハ	10	6	(4)	R6.2.27

埼玉県幸手保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	新久喜総合病院	346-0021	久喜市上早見418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、麻、救急科、呼外、心血、乳腺外科、病理診断科、肛門外科、消化器外科、リウ、小外、脳神経内科	403	34	(18)	R5.9.8
2	東鷲宮病院	340-0203	久喜市桜田2-6-5	0480-58-2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、心外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、形、リハ、呼内、内分泌内科、麻、泌	163	2	(2)	R6.9.4
3	新井病院	346-0003	久喜市久喜中央2-2-28	0480-21-0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛門外科、脳、乳腺外科、整、糖尿病内科、リウ、肝臓内科、アレ、リハ、泌、呼外、膠原病内科	99	6	(2)	R7.12.16
4	蓮江病院	346-0005	久喜市本町1-7-12	0480-21-0061	整、形、リハ	65	4	(2)	R5.9.8
5	医療法人 土屋小児病院	346-0003	久喜市久喜中央3-1-10	0480-21-0766	小、内、皮、神、アレ、精	40	2	(2)	R5.9.8
6	独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	349-0196	蓮田市黒浜4147	048-768-1161	内、外、整、歯、歯外、呼、循、小、放、耳、神内、リハ、アレ、眼、皮、呼外、リウ	532	2	(2)	R6.12.31

7	蓮田病院	349-0131	蓮田市根金1662-1	048-766-8111	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外科、放、脳、整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循内、歯、リハ、歯外、麻	353	8	(2)	R6.9.4
8	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	349-0123	蓮田市本町3-17	048-764-6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、麻、消内、リハ、糖尿病内科、腎臓内科	50	2	(2)	R7.3.10
9	栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門714-6	0480-53-8686	内、外、リハ、整、消内、循内、皮、形	114	7	(3)	R8.3.19
10	医療法人幸仁会 堀中病院	340-0114	幸手市東3-1-5	0480-42-2081	整、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、消内、循内	95	2	(2)	R7.12.16
11	社会医療法人 ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野517-5	0480-40-1311	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、眼、放、循内、呼内、消内、糖尿病・代謝・内分泌内科、神内、消化器外科、乳腺・内分泌外科、血管外科、リウ	189	11	(5)	R6.2.27
12	医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、脳、リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外科、救急科、神内、美、乳腺外科	256	4	(2)	R7.12.16
13	久喜メディカルクリニック	346-0022	久喜市下早見1183-1	0480-25-6555	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、気管食道外科、消内、消化器外科	19	5	(1)	R6.2.27
14	しらさきクリニック	346-0032	久喜市久喜新1180-1	0480-22-9900	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、呼内、糖尿病内科、皮、泌	19	3	(1)	R7.9.2

埼玉県熊谷保健所

No.	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	社会医療法人 熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西4-5-1	048-521-0065	内、消内、脳神経内科、循内、呼内、外、整、形、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、消化器外科、腎臓内科、人工透析内科、病理診断科	310	10	(2)	R7.3.10
2	熊谷外科病院	360-0023	熊谷市佐谷田3811-1	048-521-4115	内、消内、消化器外科、循内、外、整、形、脳、皮、泌、リハ、肛門外科	154	8	(2)	R6.2.27
3	埼玉慈恵病院	360-0816	熊谷市石原3-208	048-521-0321	内、外、呼内、消化器外科、消内、循内、整、リハ、泌、放、脳、形、麻、皮	160	7	(3)	R7.12.16
4	熊谷生協病院	360-0012	熊谷市上之3854	048-524-3841	内、小	105	4	(3)	R7.9.2
5	医療法人啓清会 関東脳神経外科病院	360-0804	熊谷市代1120	048-521-3133	脳、神内、内、外、リハ、放、麻、歯外	149	6	(3)	R7.12.16
6	深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、精、循、心血、呼外、緩和ケア外科、歯外、病理診断科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、乳腺外科	474	35	(30)	R7.12.16
7	医療法人社団優慈会 佐々木病院	366-0824	深谷市西島町2-16-1	048-571-0242	内、消化器外科、外、整、皮、形、脳、循、リハ、肛門外科、糖尿病内科、脳神経内科	129	3	(2)	R5.9.8
8	医療法人葵 深谷中央病院	366-0035	深谷市原郷500	048-571-8032	内、消内、整、歯、リウ、リハ	72	6	(3)	R7.12.16
9	皆成病院	366-0824	深谷市西島町3-11-1	048-574-1111	内、外、整、リハ	60	4	(2)	R6.2.27
10	埼玉よりい病院	369-1201	大里郡寄居町用土395	048-579-2788	内、小、外、整、リハ、神内、循内、放、形、泌、胃腸外科、小外、血液内科、麻、歯外、脳	145	3	(3)	R6.9.4

埼玉県本庄保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	医療法人桂水会 岡病院	367-0031	本庄市北堀810	0495-24-8821	内、循、消内、泌、腎臓内科、透析内科、消化器外科、 肛門外科	109	6	(4)	R5.9.8
2	本庄駅前病院	367-0041	本庄市駅南1-2-32	0495-22-2163	内、外、消化器外科、肛門外科、整、形、リハ、放、皮、 リウ	75	3	(2)	R8.3.19
3	医療法人柏成会 青木病院	367-0063	本庄市下野堂1-13-27	0495-24-3005	内、整、泌、循内、消内、肝内、呼内、リウ、リハ、脳、麻	47	6	(4)	R5.9.8
4	本庄総合病院	367-0031	本庄市北堀1780	0495-22-6111	内、小、外、整、皮、泌、眼、耳、脳、肛	287	7	(2)	R7.3.10
5	医療法人 鈴木外科病院	367-0217	本庄市児玉町八幡山 293	0495-72-1235	外、消化器外科、ペインクリニック外科、麻、乳腺外 科、リハ、内	42	4	(2)	R5.9.8
6	医療法人益子会(社団) 児玉中央病院	367-0218	本庄市児玉町児玉南 3-3-1	0495-72-0030	内、外、消化器外科、脳、整、形、泌	46	2	(2)	R7.12.16
7	本庄脳神経外科・脊椎外 科	367-0030	本庄市早稲田の杜5- 10-8	0495-23-9156	脳、整、リハ、内、脳神経内科、麻	19	4	(1)	R7.9.2

埼玉県秩父保健所

No.	医療機関名	〒	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数			救急病院 認定期限
						総病床数	救急病床 うち()は専用		
1	秩父市立病院	368-0025	秩父市桜木町8-9	0494-23-0611	内、外、整、泌、脳、小、麻、循内、消内	165	6	(6)	R6.2.27
2	医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市和泉町20	0494-22-3022	外、内、消化器外科、消内、肝臓内科、循内、形、整、 腫瘍内科、肛門外科、放、麻、歯、歯外、矯正	52	11	(11)	R8.3.19
3	秩父第一病院	368-0051	秩父市中村町2-8-14	0494-25-0311	内、循内、外、神内、リハ、皮	100	4	(2)	R6.9.4
4	医療法人徳洲会 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野2031-1	0494-62-6300	内、呼内、循内、腎臓内科、消内、神内、外、整、 脳、小、皮、泌、婦、眼、リハ、放	150	5	(2)	R7.3.10
5	国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野300	0494-75-2332	内、婦、整、眼、耳、リハ、外、心療、精	95	5	(2)	R6.2.27

○ 災害拠点病院

災害拠点 病院区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害拠点 病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿179
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点 病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳1680
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	行田総合病院	行田市持田376
	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
	戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3

○ 災害時連携病院

病 院 名	所 在 地
熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1
国立病院機構西埼玉中央病院	川越市鴨田1981
埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
入間川病院	狭山市祇園17-2
埼玉石心会病院	狭山市入間川2-37-20
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32
東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525
彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町1522
地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和4-9-3
埼玉協同病院	川口市木曽呂1317
秩父市立病院	秩父市桜木町8-9
TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼1340-1
新座志木中央総合病院	新座市東北1-7-2
八潮中央総合病院	八潮市南川崎845
皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野2031-1
公平病院	戸田市笹目南町20-16
春日部市立医療センター	春日部市中央6-7-1
東松山市立市民病院	東松山市大字松山2392

(資料編Ⅱ-2-6-3) 埼玉県医師会救護隊規程 (昭和42年 4月1日 施行)

(昭和63年10月1日一部施行)

(平成12年12月7日一部施行)

(平成19年3月22日一部改正)

- 第1条 埼玉県医師会に災害発生時における応急救護を行う目的をもって埼玉県医師会救護隊 (以下「救護隊」という。) を設ける。
- 第2条 救護活動を必要とする災害とは、台風、豪雨、出水、地震、火災、交通災害 (航空機事故を含む)、爆発その他これに類するものとする。
- 第3条 救護隊は、埼玉県医師会員をもって充てる。
- 第4条 救護隊本部を埼玉県医師会に、救護隊支部を郡市医師会に設ける。
- 第5条 救護隊の構成は、次の如くとする。
- 1 本部長 1 名 埼玉県医師会長
 - 2 副本部長 3 名 埼玉県医師会副会長
 - 3 本部員 若干名 埼玉県医師会理事中より本部長が指名する。
 - 4 支部長 各郡市医師会長
 - 5 副支部長 若干名 支部長が指名する。
- 第6条 本部長は、埼玉県及び関係市町村並びに関係団体と連絡を密にし、救護隊全般の統括指揮に当たるものとする。
- 第7条 副本部長は、本部長を補佐し、業務を掌理し、本部長事故ある時は代行する。
- 第8条 本部に次の各部を置き、本部長の命により活動する。
- 1 総務部 (対策・企画・経理等)
 - 2 資材供給部 (医薬品・衛生材料等の整備補給・供給・運搬等)
 - 3 連絡広報部 (渉外・対内連絡等)
- 第9条 支部に現場救急、移送及び収容医療に当たるため救護班を設ける。
現地救急移送班は、支部会員数名を主体にして編成し、収容医療班は、主として救急病院をもって充てるが、支部の実情に応じて適宜の対策を立てることを妨げない。
- 第10条 その他必要と認める事項は、その都度本部長が指示する。
- 附則 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成12年12月7日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年3月22日から施行する。

埼玉県医師会救護隊規程施行細則

- 第1条 規程第8条による各部には、本部長の指名する県医常任理事を部長に、県医理事数人を以て部員として部務に充てるものとする。
- 第2条 支部長は、規程第9条による支部救護班に於ける現地救急移送班の編成表並びに収容医療班 (救急指定病院) の配置図を作成の上、本部長に呈示するものとする。その異動を生じたときは、速やかに本部長に報告するものとする。
- 第3条 本部長は、前条により呈示された編成表並びに配置図と本部機構図を以て一覧表を作り、各支部に配布し、本部支部間の連絡に万全を期するものとする。
- 第4条 支部長は、迅速適切な救護活動を行い得るよう原則として年1回演習訓練を行うものとする。
本部長は、必要に応じ総合訓練を行うことが出来る。
- 第5条 災害発生時に於いては、本部長は、当該地区支部長に救護活動を要請すると共に、関係諸団体と緊密な連絡を保ち、必要に応じ隣接支部長にもその救護班の出動を指示し、救護隊全体の指揮にあたるものとする。
- 第6条 前条の細則にもかかわらず、災害発生地区支部長は、本部長よりの要請をまたずに救護活動を開始することができるが、速やかにその状況推移を本部長に報告して連絡をはかり、本部長の指示により活動するものとする。
- 第7条 救護活動を行う班員は、所定の腕章を装備するものとする。必要と認めた時は、現地に支部

旗又は本部旗を掲示するものとする。腕章・本部旗・支部旗は、別に定めるものとする。

第8条 支部が救護活動を開始及び終了した時は、速やかに本部にその旨を報告すると共に、救護状況並びに衛生材料等の使用概況をも併せて通報するものとする。これらの報告書は、別添の如きものとする。

第9条 事後処理については、診療報酬等を含めて関係諸団体と協議の上処理するものとする。

第10条 本部活動に要する経常費は、県医理事会の議を経て処理するものとする。

附 則 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

(別 添)

救 護 活 動 報 告 書					
平成 年 月 日					
郡市支部長					
氏名				印	
埼玉県医師会救護隊本部長 殿					
1 救護人数					
患 者 氏 名	傷 病 名	重軽別	救 護 場 所		
2 収容患者診療状況					
患 者 氏 名	傷 病 名	収容病医院名	重軽別	転帰	備考
3 薬品・衛生材料等の使用状況					
品 名	使用数量	価 格	品 名	使用数量	価 格
4 使用材料の総額					
5 備品・その他器物等の損傷状況					
6 診療従業員の状況					
医 師 氏 名	看護師氏名	事務員氏名	家族氏名	その他	計
7 その他参考事項					

（資料編Ⅱ-2-6-4）災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の傷病の程度の判定
- （2）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （3）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう

努めるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第11条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 6月14日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 上 田 清 司 ㊟

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
社団法人埼玉県医師会
会 長 吉 原 忠 男 ㊟

災害時の医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）とは、平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）医療救護班の編成計画
- （2）医療救護班の活動計画
- （3）医療救護班（他都道府県から派遣された医療救護班を含む）の派遣調整体制
- （4）郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）（甲と共同で実施する）災害医療情報の収集・分析体制
- （7）医薬品、医療用資器材の確保
- （8）その他必要な事項

（災害医療コーディネーター）

第2条 乙は、事前に災害時に前条に掲げる事務を行う責任者となる予定の者をあらかじめ甲に推薦する。

2 甲は、前項により推薦された者を「埼玉県災害医療コーディネーター」に指定し、指定書（様式第1号）を交付する。

3 前項により指定を受けた埼玉県災害医療コーディネーターは、埼玉県災害対策本部が設置された場合、同対策本部医療救急部長の要請等を受けて災害時の医療救護の実施にあたりとともに、医療救急部長に対し必要な助言等を行う。

（派遣要請）

第3条 協定第3条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第2号及び様式第2号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第3号）
- （2）班員名簿（様式第4号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第5号）

（事故報告）

第5条 乙は、協定第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第6条 協定第10条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第10条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第7条 協定第10条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各医療救護班分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第7号）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司 ㊞

さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
乙 一般社団法人埼玉県医師会

会 長 金 井 忠 男 ㊞

様式第 1 号

第 号

〇〇 〇〇 様

指定書

あなたを埼玉県災害医療コーディネーターとして指定
します。

平成 年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇

様式第 2 号

平成 第 号
年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数

様式第2号の2

平成 第 号
年 月 日

一般社団法人 埼玉県医師会長 様

埼 玉 県 知 事

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第3号

医療救護活動報告書

班 名 _____

班長氏名

[illegible]

様式第 4 号

班 員 名 簿

班 名 _____

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第5号

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班 名 _____

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第 6 号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
班 名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症 中等症 軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名				
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

様式第7号

費用弁償請求書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県医師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

（資料編Ⅱ-2-6-5）災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時の歯科医療救護に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、各市町村が本協定に準じて郡市歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、郡市歯科医師会に対し、前項に定める市町村が行う歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第4条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護チームの業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- 一 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- 二 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- 三 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- 四 検視・検案に際しての法歯学上の協力（身元確認）
- 五 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- 六 その他必要な措置

（歯科医療救護チームの輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護チームが使用する医薬品等は、当該歯科医療救護チームが携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請により、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

一 歯科医療救護チームの編成及び派遣に要する経費

二 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費

三 歯科医療救護チーム員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

四 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県等からの派遣要請への協力)

第11条 甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に歯科医療救護チームを派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別に定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 上 田 清 司

乙 さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会 長 島 田 篤

災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月21日付けで締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- 一 歯科医療救護チームの編成計画
- 二 歯科医療救護チームの活動計画
- 三 郡市歯科医師会等関係機関との通信連絡計画
- 四 指揮系統
- 五 その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- 一 歯科医療救護活動報告書（様式第2号）
- 二 チーム員名簿（様式第3号）
- 三 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年4月21日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目2番65号
乙 一般社団法人 埼玉県歯科医師会
会 長 島 田 篤

様式第 1 号

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣について（依頼）

災害時の歯科医療救護に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり歯科医療救護チームの派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数

様式第1号の2

第 号
平成 年 月 日

一般社団法人 埼玉県歯科医師会長 様

埼玉県知事

歯科医療救護チームの派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付第 号により要請した歯科医療救護チーム
の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣歯科医療救護チームの数
- 4 変更の理由

様式第 2 号

歯科医療救護活動報告書

チーム名

責任者名 _____

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	検視・検案 の協力数	備 考
		人		人	
計					

様式第 3 号

歯科医療救護チーム員名簿

チーム名 _____

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間
			チーム名	

様式第 4 号

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

チーム名 _____

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの歯科医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
チーム名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症 中等症 軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名				
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

様式第 6 号

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
歯科医療救護活動に対する費用弁償額として、次の金額を請求します。

金額 円

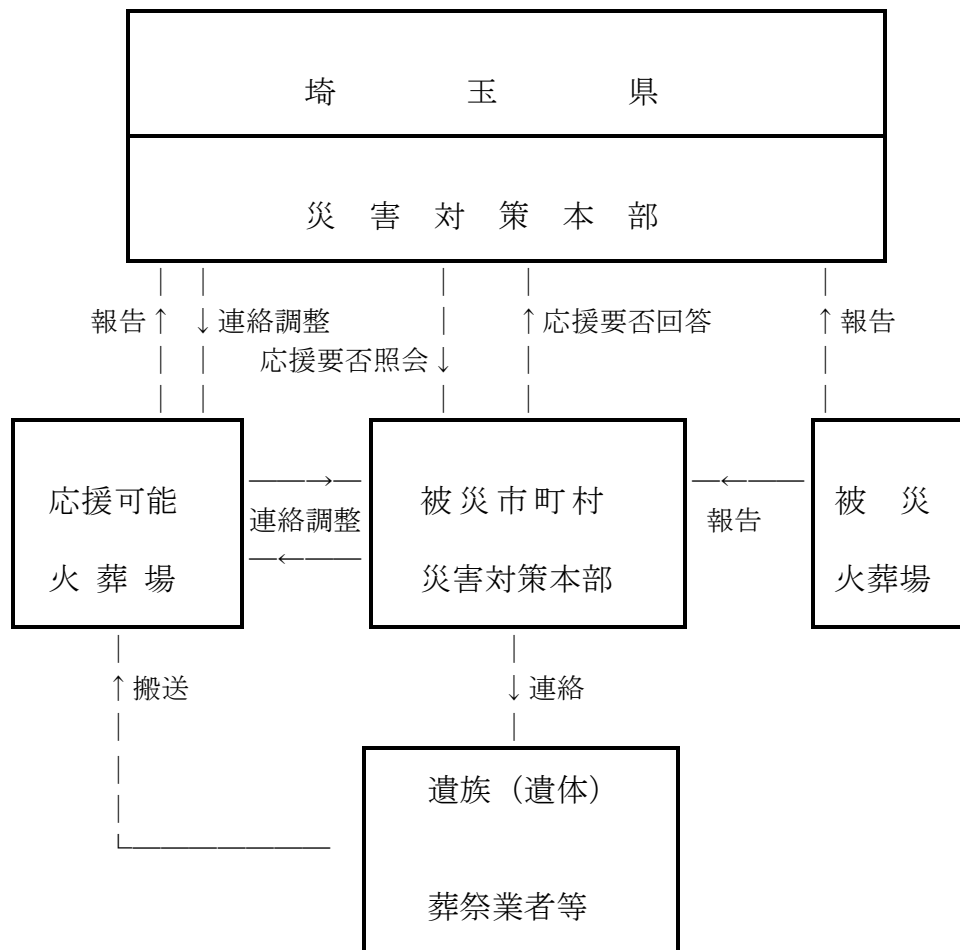
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

(資料編Ⅱ-2-6-6) 血液センター

施 設 名	所 在 地	郵便番号	電 話
埼玉県赤十字血液センター	さいたま市見沼区深作955-1	337-0003	048-684-1511
埼玉県赤十字血液センター日高事業所	日高市高萩1370-12	350-1213	042-985-6111
埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所	熊谷市奈良新田398-1	360-0806	048-525-1330

(注) 常時24時間体制で供給する。

(資料編Ⅱ-2-6-7) 火葬場の応援要領



災害時の看護職医療救護活動に関する協定書

埼玉県 (以下「甲」という。) と公益社団法人埼玉県看護協会 (以下「乙」という。) とは、災害時の看護職医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が行う看護職医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(看護職医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく看護職医療救護活動の円滑な実施を図るため、看護職医療救護計画 (以下「救護計画」という。) を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

(看護職医療救護班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して看護職医療救護班 (以下「救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(救護班に対する指揮)

第4条 救護班に対する指揮及び看護職医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び看護協会本部での指揮、連絡調整は看護協会長が行うものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において看護職医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び看護

(2) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理

(3) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、看護職医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び看護協会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）に基づき市町村の行う看護職医療救護活動が、本協定に準じ看護協会支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の看護職医療救護活動が円滑に実施されるよう、看護協会支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が看護職医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 看護職医療救護班員が看護職医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で看護職医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市中央区新中里三丁目3番8号
乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 熊 木 孝 子

災害時の看護職医療救護活動に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月23日付けで締結した災害時の看護職医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（救護計画）

第1条 協定第2条の救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の活動計画
- （3）救護班（他都道府県から派遣された救護班を含む。）の派遣調整体制
- （4）関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）衛生材料等の確保
- （7）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（看護職医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により救護班を派遣したときは、看護職医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）看護職医療救護活動報告（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請による看護職医療救護活動において、看護職医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の輸送の確保）

第5条 協定第6条の救護班の輸送は、乙が確保を行うものとする。ただし、確保が困難な場合には甲へ報告を行い、甲が移動手段を調整するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班の分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者（次条において「扶助金申請者」という。）が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市中央区新中里三丁目3番5号
乙 公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 熊 木 孝 子

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

公益社団法人 埼玉県看護協会長 様

埼 玉 県 知 事

看護職医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり看護職医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣看護職医療救護班の数

様式第1号の2

平成 年 月 日
第 号

公益社団法人 埼玉県看護協会長 様

埼 玉 県 知 事

看護職医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した看護職医療救護班の派遣
について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣看護職医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第2号

看護職医療救護活動報告

班 名

班長氏名

[illegible]

様式第3号

班 員 名 簿

班 名

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第 4 号

衛生材料等使用報告書

班 名

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第5号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの看護職医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
班 名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症 中等症 軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名				
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

様式第 6 号

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

公益社団法人埼玉県看護協会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
看護職医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

確 認 書

平成28年3月28日付けで埼玉県（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（以下、「原協定書」という。）及び同協定実施細則（以下、「原協定実施細則」）について、次のとおり確認する。

1. 公益社団法人埼玉県看護協会会の所在地を埼玉県さいたま市西区西大宮3-3に改める。
2. 条項については、原協定書及び協定実施細則のとおりとする。

この確認の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ押印の上、各1通を原協定書及び協定実施細則とともに保有する。

令和元年9月20日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県知事 大 野 元 裕

乙 埼玉県さいたま市西区西大宮3-3

公益社団法人埼玉県看護協会

会 長 松 田 久美子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定書

埼玉県 (以下「甲」という。) と一般社団法人埼玉県助産師会 (以下「乙」という。) とは、災害時の助産師医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が行う助産師医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定による助産師医療救護活動の対象となる者は災害の発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものとする。

(助産師医療救護計画)

第2条 乙は、甲の要請に基づく助産師医療救護活動の円滑な実施を図るため、助産師医療救護計画 (以下「救護計画」という。) を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、救護計画を変更したときは、速やかに変更後の救護計画を甲に提出するものとする。

(助産師医療救護班の派遣)

第3条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して助産師医療救護班 (以下「救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する救護計画に基づき、速やかに救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

(救護班に対する指揮)

第4条 救護班に対する指揮及び助産師医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 知事又は市町村長の要請により乙が派遣する救護班の現場における医療救護、助産活動及び保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

3 救護班の編成及び助産師会本部での指揮、連絡調整は助産師会長が行うものとする。

(救護班の業務)

第5条 乙が派遣する救護班は、甲又は市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所その他甲が指示する場所において助産師医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導

- (2) 分べんの介助
- (3) 分べん前及び分べん後の処置
- (4) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (5) 避難所、救護所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (6) その他必要な事項

(救護班の輸送)

第6条 甲は、助産師医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(衛生材料等の確保)

第7条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか不足した場合に、甲が確保するものとする。

(市町村及び助産師会との調整)

第8条 甲は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）に基づき市町村の行う助産師医療救護活動が、本協定に準じ助産師会地区会等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の助産師医療救護活動が円滑に実施されるよう、助産師会地区会等に対し、必要な調整を行うものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が助産師医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 助産師医療救護班員が助産師医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(資料編Ⅱ-2-6-9) 災害時の助産師医療救護活動に関する協定書 (埼玉県助産師会)

(他都道府県からの派遣要請への協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している都道府県等に救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が県外で助産師医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別段の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからでも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上田清司

さいたま市岩槻区馬込2100番地
乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会長 中島桂子

災害時の助産師医療救護活動に関する協定実施細則

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県助産師会（以下「乙」という。）とは、平成28年3月23日付けで締結した災害時の助産師医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（救護計画）

第1条 協定第2条の救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の活動計画
- （3）救護班（他都道府県から派遣された救護班を含む。）の派遣調整体制
- （4）関係機関との通信連絡計画
- （5）指揮系統
- （6）衛生材料等の確保
- （7）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条の救護班の派遣要請は、文書（様式第1号及び様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（助産師医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により救護班を派遣したときは、助産師医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）助産師医療救護活動報告（様式第2号）
- （2）班員名簿（様式第3号）
- （3）衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく要請による助産師医療救護活動において、助産師医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（救護班の輸送の確保）

第5条 協定第6条の救護班の輸送は、乙が確保を行うものとする。ただし、確保が困難な場合には甲へ報告を行い、甲が移動手段を調整するものとする。

(費用弁償の額)

- 第6条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議の上、甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

(費用弁償の請求)

- 第7条 協定第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班の分をとりまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。
- 2 協定第9条第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者（次条において「扶助金申請者」という。）が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月23日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司

さいたま市岩槻区馬込2100番地
乙 一般社団法人埼玉県助産師会

会 長 中 島 桂 子

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の助産師医療救護活動に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり助産師医療救護班の派遣を要請します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数

様式第1号の2

平成 第 号
年 月 日

一般社団法人 埼玉県助産師会長 様

埼 玉 県 知 事

助産師医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

平成 年 月 日付け 第 号により要請した助産師医療救護班の派遣
について、下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣地域
- 2 派遣期間
- 3 派遣助産師医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第2号

助産師医療救護活動報告書

班 名

班長氏名

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	分べん件数	備 考
		人		件	
計					

様式第 3 号

班 員 名 簿

班 名

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

様式第 4 号

衛生材料等使用報告書

班 名

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
計					

様式第 5 号

事 故 報 告 書

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会

会長

印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの助産師医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名			性別	男・女	年齢	歳
住 所						
班 名		職種		勤務先		
活動場所						
傷 病 名			程度	重症 中等症 軽症		
外来・入院（ 月 日）		医療機関名				
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
死 亡	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
事故発生時の状況						

様式第 6 号

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 様

一般社団法人埼玉県助産師会
会長

印

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の
助産師医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

災害時の医療救護活動に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、埼玉県地域防災計画及び国民保護に関する埼玉県計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師派遣計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師派遣計画を策定する。

（薬剤師の派遣要請）

第3条 甲は、防災計画等に基づく医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、前条に規定する薬剤師派遣計画に基づき薬剤師を派遣するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第5条 派遣薬剤師は、災害時に設置する救護所及び医薬品の集積場所等において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (3) その他医療救護活動において必要な業務

（派遣薬剤師の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 救護所等で使用する医薬品等は、原則として甲が確保するものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の定めによる費用の額については、別に定める。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年1月24日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 上 田 清 司

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
社団法人埼玉県薬剤師会
会 長 小 嶋 富 雄